

竹原商工会議所 会員の皆さま

近年増加している労働災害…

広島県共済の

労災費用共済が

万一の際にバックアップします！



労働災害の年間発生件数

68万件以上

1日あたり約1,880人が被災しています！

厚生労働省「平成30年度労災保険事業の保険給付等支払状況」より

労働災害とは、**労働者が業務に起因して被る災害**のことをいいます。
近年は労働災害の発生にともない、事業所の安全配慮義務違反を問われ、
労災訴訟で高額な損害賠償が発生するケースもあります。

高額賠償の判例

労働災害



会社側に支払命令

約4,800万円

建設業のAさんは、草刈作業中に他の従業員の草刈機から飛んできた石が左目に当たって失明し、労災後遺障害等級8級が認定された。Aさんは会社に対して損害賠償を請求。会社が作業に伴う事故の危険性の説明を怠ったこと、ゴーグル等の着用を義務付けていなかったことなどから、会社の安全配慮義務違反が認定され、会社側に約4,800万円の支払いが命じられた。(平成19年 横浜地裁)

■お申し込み・お問い合わせは

竹原商工会議所

TEL：0846-22-2424

■共済引受組合



つながる力で、安心と成長を

広島県共済

(広島県認可)

広島県中小企業共済協同組合
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17
<https://www.kyosai.or.jp>

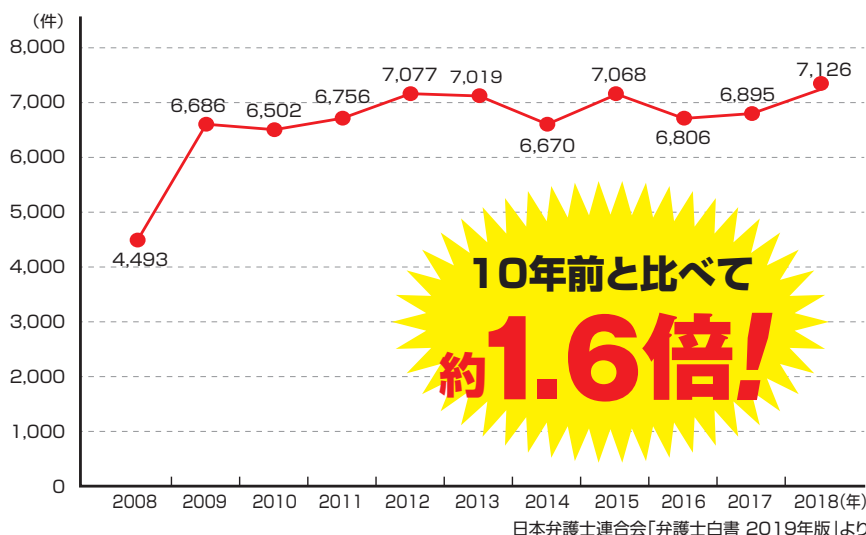
広島県共済組合員相談室

☎0120-708030

労働災害だけじゃない!

労働問題(長時間労働、パワハラ・セクハラなど)で
事業所の責任を問われる雇用トラブルも増加しています!

労働問題に関する民事訴訟・労働審判件数の推移



事業所は
さまざまなリスクに
備える必要が
あります!

長時間
労働

パワハラ



高額賠償の判例

パワハラ

会社側に支払命令

約**2,000**万円



サービス業のBさんは、上司から達成困難な指示を受け、繰り返し厳しく叱責を受けていた。次第にBさんは自殺を考えるようになり、休職。その後、適応障害と診断され、労災認定を受けた。業務上の指導を逸脱した執拗ないじめ行為として、上司のパワーハラスメントが認定され、会社側に約2,000万円の支払いが命じられた。
(平成30年 長崎地裁)

万一の労働災害や労働紛争。

『労災費用共済』は事業所と従業員の様々なリスクに対応します。

法定外給付費用補償

政府労災の上乗せに
従業員の業務中・通勤中の災害を補償

事業者費用補償

被災した従業員への見舞金など
事業所の費用損失を補てん

使用者賠償責任補償

労災訴訟により事業所が負担する
損害賠償を補償

労働紛争弁護士費用補償

労働問題解決のための弁護士費用を補償

詳しい補償内容は、パンフレットをご覧ください

『労災費用共済』についてのご相談はお気軽にお問い合わせください。

竹原商工会議所
広島県共済組合員相談室

TEL:0846-22-2424

☎0120-708030 (平日9:00~17:00)